

## 事前相談に必要な書類

### 農家の二・三男が分家する場合の住宅等

(提案基準③、条例第2条第1号(いわゆる農家分家)(第4条第1号)共通) チェック欄

- |    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 1  | 位置図  |   | □ |
| 2  | 区域図  |   | □ |
| 3  | 現況図  | 別紙「開発計画概要書(添付書類)記載要領」<br>を参照してください。   | □ |
| 4  | 土地利用計画図  |   | □ |
| 5  | 公図の写し  |   | □ |
| 6  | 土地登記簿謄本<br>(登記事項証明書)   |   | □ |
| 7  | 本家が農家であることを証するもの   |   | □ |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村農業委員会発行の耕作証明書又は農地基本台帳登載証明書(市町村により名称に違いがあります。)</li> <li>・上記が無い場合は農協等の販売収入証明</li> </ul> |   |   |
| 8  | 住民票  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請予定者、本家のそれぞれの家族全員のもの</li> </ul>                              | □ |
| 9  | 戸籍謄本   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請予定者、本家のそれぞれの家族全員のもの</li> </ul>                              | □ |
| 10 | 申請予定者が住宅を有していないことを証するもの  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請予定者の現住居の賃貸契約書及び当該建物登記簿謄本(登記事項証明書)又は固定資産(家屋)評価証明書</li> </ul> | □ |
| 11 | 本家及び申請予定者の所有する土地の名寄せ帳の写し又はそれに代わるもの   |   | □ |
| 12 | 当該施設の平面図等  |   | □ |

(注 意)

- ※1 相談の内容によっては、このほかにも必要書類の生じる場合があります。
- ※2 事前相談で一般的に必要な添付書類は、「開発計画概要書(添付書類)記載要領」に記載されています。そちらも確認して書類を作成して下さい。
- ※3 計画地が「農地」の場合は、別途農地転用等(市町村の農業委員会)の事前相談が必要です。
- ※4 条例第2条第2号(いわゆる次世代分家)の場合も上記に準じて作成して下さい。

(神奈川県厚土 まちづくり推進課 H19.11.30)

(作成上の留意点)

予め、担当者と計画について協議のうえ、担当者の指示に従い次による事前相談書を作成し、提出して下さい。当該相談には個人情報に係る部分も多いので代理者が相談する場合は、本人に十分その旨を説明し、行き違いの無いようにして下さい。

- 1 「提案基準③」等で基準の内容を確認のうえ、事前相談書は開発計画概要書を表紙に「事前相談に必要な書類」（以下「必要な書類」と表示します。）に従い、作成し提出して下さい。  
又、別紙の「分家申告書」も記入し押印のうえ、添付して下さい。
- 2 本家と申請予定者の関係が分かるような家系図的なもの（本家及び申請予定者の現在の同居の家族のそれぞれの範囲を□等で枠を表示をして下さい。）を原則添付して下さい。
- 3 「必要な書類」の8の住民票は世帯主等の欄を省略していないものを原則とします。
- 4 「必要な書類」の10は提案基準③の基準の内容7.の“…自己名義の住宅を所有していないこと。”又、条例の審査基準《6》7の“…、申請者及び世帯構成員が他に自己名義の住宅を所有していないこと。”を確認することが目的です、又、審査上の留意点(11)にあるように自己名義（申請予定者）には分家後の世帯構成員も含まれますので留意して下さい。
- 5 「必要な書類」の11は提案基準の③の基準の内容5.の“本家である世帯及び分家をする者が市街化区域に分家する適当な土地を所有していないこと”又、条例の審査基準《6》イの“農家に属する者と申請者が市街化区域に自己の居住の用に供する適当な土地を所有していないこと。”を確認することが目的です。  
  
11.の中に記載の…それに代わるもの…とは、通常は固定資産課税台帳に登録事項のないことの市町村発行の証明書等になります(未成年者分は添付の必要がありません)。  
また、本家または申請予定者が相談地以外の市町村に居住している場合は、その市町村のものも原則必要になります。  
この書類は、11.の中に記載の通り本家及び申請予定者(家族全員のものも必要です)のものが必ず必要ですので留意して下さい。
- 6 事前相談書には、現在における農地転用許可の可能性についての担当部局との調整経過を記入して下さい。  
(今回の事前相談書の提出は、都市計画法上の分家建築の可否についてのものであり、農地法上等でも、都市計画法上分家で出来ることを想定した農地転用許可等の見込みへの農政サイドとの調整になります。)

## 申請地を使用貸借する場合の 戸籍簿がコンピューター化された自治体での扱い

相続人の範囲を特定して承諾書を添付する場合は元の戸籍つまり改製原戸籍（かいせいげんこせき）で除籍されていると、現行の戸籍（新戸籍謄本（全部事項証明））には記載されないので、そのときは改製原戸籍謄本も必要になります。

（改製日 海老名市 H15.2.22、綾瀬市 H16.4.17、愛川町 未）